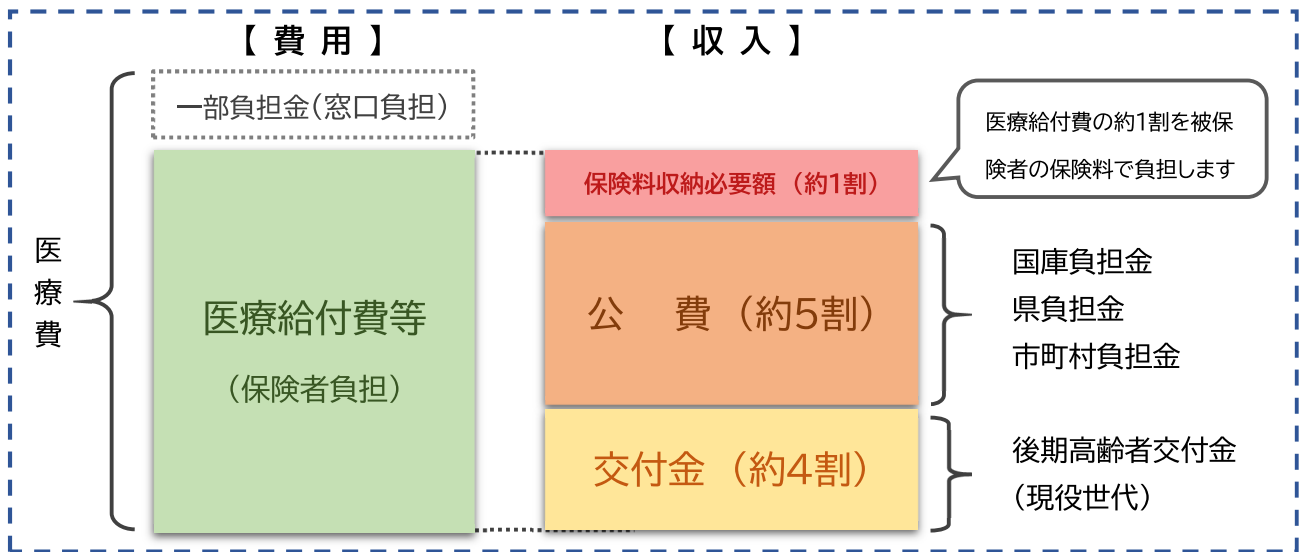


令和6年度・令和7年度後期高齢者医療保険料率の改定について

後期高齢者医療保険料については、2年ごとに見直すことになっており、令和6・7年度の保険料率を算定し、令和6年2月議会に提案するものです。

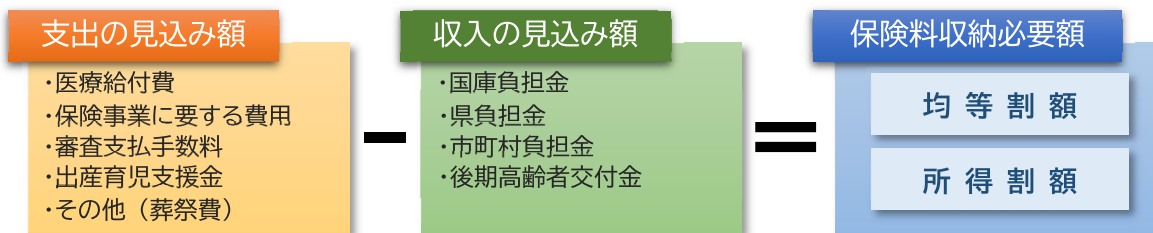
1 保険料の概要

後期高齢者の医療給付費の財源については、約5割を国庫負担金などの公費、約4割を現役世代からの支援金、残りの約1割を被保険者である後期高齢者の保険料とする負担割合となっています。



2 保険料率の算出方法

保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項により、おおむね2年を通じて財政の均衡を保つことができるものとされており、2年ごとに見直し（保険料率の改定）を行う必要があります。保険料の内訳は、被保険者全員が等しく負担する**均等割額（応益分）**と、被保険者の所得に応じて負担する**所得割額（応能分）**になります。



保険料率の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
均等割額	39,710円						43,100円		44,310円	
所得割率	8.07%						8.38%		8.27%	
医療給付費 単位:百万円	138,103	141,043	139,640	141,047	140,943	143,480	140,220	140,144	142,460	148,425
被保険者数 単位:人	187,309	188,386	189,727	191,038	191,774	191,957	190,035	188,075	191,307	193,213

※医療給付費…R4以前は決算、R5は当初予算。被保険者数…R4以前は月末平均、R5は8月1日時点。

○令和6・7年度の保険料率算定にあたってのポイント

- ・ 医療給付費は、一人当たり医療費が増加傾向にあります。
- ・ 被保険者数は、いわゆる「団塊の世代」にあたる方が被保険者となっており、被保険者数は今後も増加する見込みです。
- ・ 国からの指示により、1回目の保険料試算の際は均等割軽減制度の改定、令和6年度の報酬改定・薬価改定等の保険料に影響を及ぼす要因を考慮せず試算を行うこととされたことから、これらについては現年度の値で試算を行っています。なお、2回目の試算においては国よりこれらの要因に係る影響の算定方法について指示がある予定です。
- ・ 令和6年度から全世代型社会保障制度の構築に伴い、出産育児支援金の一部を後期高齢者医療制度が支援することとなります。
- ・ その他に、後期高齢者負担率改正、普通調整交付金調整係数変更、保険料賦課限度額改正の影響がありました。

(1) 支出の見込み額について



令和6・7年度の支出の見込み額を下記のとおり試算しました。

支出の見込み額（括弧内は前回算定時の金額）		
医療給付費	約3,054億円 (約2,953億円)	一人当たり医療給付費の伸びを国の通知に基づき、令和6年度を「+1.2%」、令和7年度を「+1.1%」として見込んだ。
保健事業費	約15億円 (約13億円)	被保険者の増加や、広域と市町村の一体的実施参加市町村の増加に伴い事業費が拡大した。
審査支払手数料	約10億円 (約10億円)	審査支払手数料単価を1レセプト当たり84.58円(0.06円増)と見込んだ。
出産育児支援金	約3億円 (新設)	国の見込んだ影響額(130億円/年)を、本広域の被保険者数の全国被保険者数における割合で算定した。
その他(葬祭費)	約15億円 (約12億円)	全被保険者数のうち葬祭費申請を行った件数の割合で推計した。
合計	約3,097億円 (約2,988億円)	

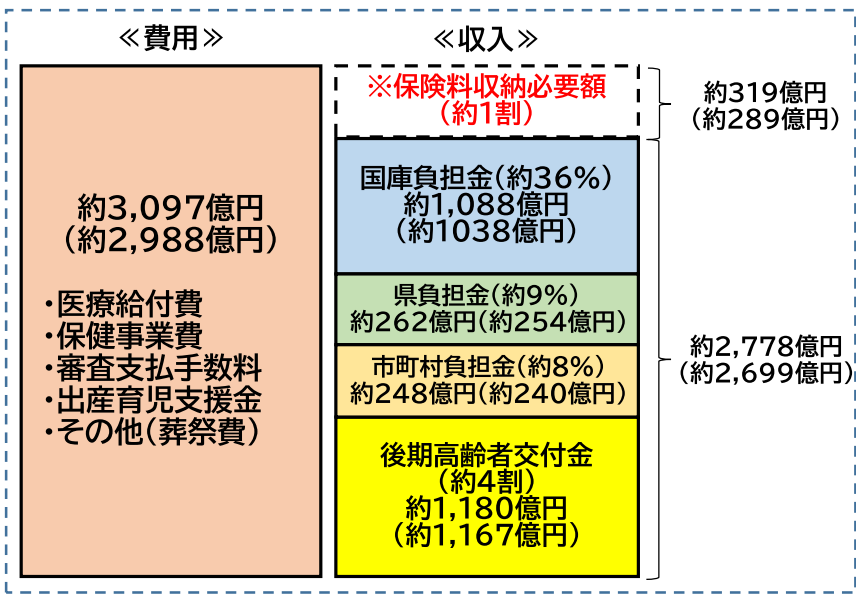
(2) 収入の見込み額について



令和6・7年度の収入の見込み額を下記のとおり試算しました。

収入の見込み額（括弧内は前回算定時の金額）			
国庫負担金	約1,088億円 (約1,038億円)	約36%	合計約5割 医療費国庫負担と普通調整交付金にて医療給付費の約4/12を負担。高額医療費国庫負担金も含む。
県費負担金	約262億円 (約254億円)	約9%	
市町村負担金	約248億円 (約240億円)	約8%	
後期高齢者交付金	約1,180億円 (約1,167億円)	約4割	後期高齢者負担率が増加(11.72%→12.70%)しているが、医療給付費の増加により増加した。
合計	約2,778億円 (約2,699億円)		

(3) 保険料収納必要額について（令和6・7年度の2年間）



前述の試算より算出された約319億円を保険料として集めなければならないが、令和5年度末の剰余金を収入に計上することにより、被保険者の負担を軽減することができます。

※ 剰余金(財政調整基金)
…一会計年度において収入が支出を上回ったことにより生じた金額を、基金に積み立てたもの。

3 保険料率の試算結果について

次期新保険料率については、本県後期高齢者の所得水準や費用負担の増加要素等を考慮し、可能な限り保険料の増加抑制に努めることが必要です。

そのため、令和5年度末の剰余金を活用し、保険料の増加抑制に努めます。



令和6年度の被保険者数見込みは196,727人、令和7年度においては200,351人と見込んでおり、保険料収納必要額を約294億円として試算した結果が下記のとおりです。

		現 行	案	【参考】 剰余金(財政調整基金)を 活用しない場合
保険料率	均等割	44,310円	46,112円	50,031円
		(現行との比較)	(+1,802円)	(+5,721円)
	所得割	8.27%	8.79%	9.64%
		(現行との比較)	(+0.52ポイント)	(+1.37ポイント)

なお、財政調整基金のほかに県に財政安定化基金(約12億円)があります。これは保険料収納額不足や給付費増による財政不足の場合に県から貸付又は交付を受けることができるものです。特例として保険料の増加抑制にあたり取り崩すこともできますが、今回の改定においては、今後の財政不足へのリスクに備えるため、財政安定化基金からの貸付・交付は受けません。